

「過労死ゼロ」宣言（案）

毎年100名超の労働者が過労死と認定されている深刻な現状を踏まえ、本年6月20日に過労死等防止対策推進法が全会派一致で成立した。過重な労働負荷による脳・心臓疾患および精神障害を防止するための大綱の制定や調査研究、啓発、相談体制の整備などが盛り込まれ、毎年11月を過労死等防止啓発月間と定めている。

一方、政府は「日本再興戦略」改訂2014を6月24日に発表し、労働者の代表が参画しない諸会議の結論として、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離した「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討するとは言うものの、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずると強く打ち出した。

そもそも私たち労働者は、仕事の内容や進め方、業務量などを自らの裁量で決定することは極めて困難であり、現在でも深刻な要員不足に耐え、休日出勤など長時間労働を余儀なくされているなか、時間とのリンクが切り離されれば、使用者からの過大な成果の求めに応じて労働者の労働負荷がさらに重くなることは明白で、過労死等を助長すると言わざるを得ない。一定の年収以上のホワイトカラーが対象とされているが、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離すための第一歩に過ぎず、すべての労働者の問題である。

交通運輸産業においても、この間の一律的な規制緩和により悪貨が良貨を駆逐する不公正な競争を強いられてきたが、低賃金と人手不足ゆえに超長時間労働の常態化を招き、度重なる重大事故の発生につながっている。また、2013年度における労災補償の支給決定件数を職種別にみると、自動車運転従事者が、脳・心臓疾患では最も多く、精神障害でも一般事務従業者に次いで、商品販売従業者と並ぶ件数となっている。

こうした情勢を踏まえ、「安全・安心の交通運輸産業」に誇りと責任を自覚する私たちは、残業代ゼロ法案（ホワイトカラー・イグゼンプション）の阻止と、労働時間規制の強化による“過労死ゼロ”を求め、以下のとおり宣言する。

- 一、それぞれの業種実態を踏まえた働き方の見直しと、適正な人員配置に取り組み、過労死ゼロの安全で健康的な働き甲斐のある職場づくりを推進します。
- 一、過労死等を助長する労働時間規制の緩和は、断固反対します。
- 一、休息期間の確保、休日労働の制限、累進歩合の禁止など重点項目に罰則を付加する改善基準の法制化を求めます。

2014年9月17日

交通労連第52回年次大会